

株 主 各 位

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

**DCダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社**

代表取締役社長CEO兼グループCEO 小野 有理

## 第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、令和元年6月24日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和元年6月25日（火曜日）午後2時
2. 場 所 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号  
大阪国際交流センター 2階 大会議室さくら
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第1期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(注) 当社の第1期事業年度は平成30年10月1日から平成31年3月31日までであります、当連結会計年度は平成30年4月1日から平成31年3月31日までであります。
  2. 第1期（平成30年10月1日から平成31年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
  - 第6号議案 当社と田淵電機株式会社との株式交換契約承認の件
4. 招集に当たった決定事項
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
  - ③株主総会参考書類の「第6号議案 当社と田淵電機株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要（3）田淵電機の最終事業年度に係る計算書類等」

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。  
当社ウェブサイト アドレス <https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/>
  - ◎株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### ・ 全般的概況

当社は平成30年10月1日に単独株式移転の方法により、ダイヤモンド電機株式会社の完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は平成30年10月1日から平成31年3月31日までとなりますが、当連結会計年度はダイヤモンド電機株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。なお、連結の範囲に実質的な変更はありませんので、参考としてダイヤモンド電機株式会社の平成30年3月期の連結業績との比較を前期比として記載しております。

また、当社グループが、平成31年1月22日付で田淵電機株式会社及びその子会社を連結子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成31年3月31日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

当連結会計年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）における世界経済は、堅調な米国経済および欧州経済に支えられ、全体としては緩やかな成長基調が継続しているものの、米中間の貿易摩擦激化、英国のEU離脱問題等から先行き不透明な状況がみられます。国内経済は、各種政策の効果を背景として、企業収益や雇用・所得環境の改善の動きがみられ、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、「先進エレクトロニクス技術を駆使して、もっといい車づくり、豊かな住まいづくりに貢献するグローバルシステムサプライヤー」を目指し、将来の新規事業展開を見据えた収益構造の見直しを図りつつ、現地生産能力の拡充等グローバル対応力の強化、省エネ技術を中心とした研究開発投資に注力してまいりました。

当連結会計年度の売上高は556億10百万円（前期比4.1%減）、営業利益は5億94百万円（前期比75.6%減）、経常利益は3億91百万円（前期比83.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億43百万円（前期比

85.9%減)となりました。これは、自動車機器事業の一部販売低迷、材料費の上昇や将来に向けた技術開発等の先行投資を強化したことによるものであります。一方で、タイ子会社において付加価値税の還付申請及び一部還付を受けたことに伴う還付見込金額をその他特別利益として計上しております。

・事業別概況

(自動車機器事業)

自動車機器事業は、日系メーカー様を中心とした新規取引獲得もありましたが、米国及び中国における販売低迷、モデルチェンジによる販売終了やコストダウン対応等により、売上高384億4百万円(前期比7.5%減)となりました。利益面でも上記売上高の減少の影響を受け、また、「省燃費」関連の研究開発活動等によりコストが増加したこともあり、セグメント利益は18億93百万円(前期比46.0%減)となりました。

(電子機器事業)

電子機器事業につきましては、タイでの空調室外機用制御基板の販売が好調に推移したこと等により、売上高172億5百万円(前期比4.4%増)となりました。利益面では、主として「省電力」をキーワードとした各種制御に関する研究開発活動等がコストアップの要因となり、セグメント利益は2億46百万円(前期比20.9%減)となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高(百万円)	前期比増減(%)	構成比(%)
自動車機器(点火コイル他)	38,404	△7.5	69.1
電子機器(制御リレー他)	17,205	4.4	30.9
合計	55,610	△4.1	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の受注に伴い、新機種・新加工方法対応への設備投資を中心に行い、生産の合理化と能力の増強を図りました。その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、20億54百万円となりました。

主な設備投資の内訳は、米国の子会社及び国内本社の増産対応設備等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成30年12月28日付で、田淵電機株式会社との第三者割当増資引受資金として、取引銀行7行と総額30億円のコミット型シンジケートローン契約を締結しております。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 77 期	第 78 期	第 79 期	第 1 期
	(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(平成30年3月期)	(当連結会計年度) (平成31年3月期)
売 上 高 (百万円)	59,208	58,151	57,996	55,610
経 常 利 益 (百万円)	2,219	2,212	2,313	391
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失) (百万円)	△1,381	731	1,019	143
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△398.30	203.22	282.58	39.78
総 資 産 (百万円)	31,500	34,591	34,783	53,761
純 資 産 (百万円)	7,238	7,868	7,390	8,745
1株当たり純資産額 (円)	1,558.13	1,730.99	2,016.34	1,972.26

(注) 参考として、ダイヤモンド電機株式会社第77期から第79期までの連結会計年度における数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ダイヤモンド電機株式会社	333百万円	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
新潟ダイヤモンド電子株式会社	80百万円	86.3%	自動車用電装品及び電子機器の製造販売
Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)	30,450千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)	2,300千ユーロ	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
金剛石電機(蘇州)有限公司 (中華人民共和国)	9,524千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司 (中華人民共和国)	600千米ドル	100.0%	点火コイル等及び電子機器の販売
DE Diamond Electric India Private Limited (インド)	611百万ルピー	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)	85百万タイバーツ	99.9%	点火コイル等の製造販売
Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ)	222百万タイバーツ	99.9%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
Diamond Electric Korea Co., Ltd. (韓国)	700百万ウォン	100.0%	点火コイル等の販売
PT. Diamond Electric Indonesia (インドネシア)	1,200千米ドル	98.3%	点火コイル等の販売
PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)	3,500千米ドル	98.6%	点火コイル等の製造販売
田淵電機株式会社	5,111百万円	66.9%	電子機器用変成器、電源機器及び電子機器等の製造販売
田淵電子工業株式会社	282百万円	100.0%	電子機器用電源機器の製造販売

会社名	資本金 又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
タイ国田淵電機（タイ）	100百万タイバーツ	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
上海田淵変圧器有限公司 （中華人民共和国）	6,500千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
香港田淵電機有限公司 （中華人民共和国）	72百万香港ドル	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
東莞田淵電機有限公司 （中華人民共和国）	5,000千米ドル	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
ベトナム田淵電機 （ベトナム）	5,000千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
米国田淵電機（米国）	3,000千米ドル	100.0%	電子機器用電源機器の製造販売

- (注) 1. 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。  
2. 当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社が、平成31年1月22日付で第三者割当増資を引受け田淵電機株式会社を子会社としたため、同社及び同社の連結子会社を当社の連結子会社を含めております。

### ③ その他の重要な関連会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社（韓国）	3,760百万ウォン	42.6%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江西碧彩田淵変圧器有限公司 （中華人民共和国）	25,000千元	50.0%	電子機器用変成器の製造販売

- (注) 1. 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。  
2. 当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社が、平成31年1月22日付で第三者割当増資を引受け田淵電機株式会社を子会社としたため、同社の関連会社を当社のその他の重要な関連会社を含めております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様第一主義を掲げ、お客様要求品質第一に徹し、人と社会を大切にすることを標榜した経営理念の下「先進エレクトロニクス技術を駆使して、もっといい車づくり、豊かな住まいづくりに貢献するグローバルシステムサプライヤー」を目指した事業活動を展開してまいります。

中長期的には、当社グループの主力事業は、グローバル化・ボーダレス化・エコ化に向けた技術革新の急速な進展、アジア等の新興国市場の内需による成長等の市場環境が大きく変化しており、これらに対応するため下記の事項を重点方針として取り組んでまいります。

##### ① 収益構造の見直し

グローバル経済環境下において継続的に利益が確保できる体制を構築するため、経費節減の徹底および浸透、在庫削減等による生産活動全体の最適化および業務の効率化、地球環境を見据えながらもそのことによって将来の収益を生み出す事業への種蒔き等を通じて収益力の強化を推進してまいります。

##### ② グローバル対応力の強化

自動車メーカーのグローバル化は予想以上の進展を見せている中、中長期的にはアジアの新興国はコンパクトカーを中心としたモータリゼーション時代を迎えて引き続いて内需主導の成長が期待されます。このため、現地生産能力の拡充、材料・部品の現地調達率の引上げを図るとともに、グローバルでの生産の相互補完による収益確保を推進してまいります。

また、電子機器事業につきましても、アジアを中心とした新興国市場の成長を睨んで、インバータ技術を核として海外拠点を活用したビジネス展開を進めてまいります。

##### ③ 省エネ技術の新製品の開発

自動車機器事業では「省燃費」、ホームエレクトロニクス関連の電子機器事業においては「省電力」をキーワードにエンジン制御の高度化、HVを含む自動車の各種制御に関する研究開発を進めるとともに、今後成長が見込まれるHEMS・VPP・ZEH市場を意識した住設向けパワーコンディショナ等の新製品の開発を積極的に推進してまいります。

##### ④ コンプライアンス体制の強化

経営理念の下策定された経営計画書を憲法に、監査等委員会設置会社としての企業統治、コンプライアンス委員会開催およびコンプライアンス研修、システム統制を含めた環境整備を推進し、内部統制の強化を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成31年3月31日現在）

当社グループでは、主として次の電子・電気機械器具および部品の製造ならびに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおります。



- ① 自動車用点火コイルおよび電装品などの自動車機器
- ② 冷暖房用および給湯用着火装置、パワーコンディショナなどの電子制御機器
- ③ 低周波、高周波トランスなどの変成器

(6) 企業集団の主要拠点等（平成31年3月31日現在）

当社本社 大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

	会社名（事業所・工場名）	所在地
国内 拠 点	ダイヤモンド電機株式会社（本社）	大阪市淀川区
	ダイヤモンド電機株式会社（鳥取工場）	鳥取県鳥取市
	ダイヤモンド電機株式会社（松阪工場）	三重県松阪市
	新潟ダイヤモンド電子株式会社	新潟県燕市
	田淵電機株式会社（本社）	大阪市淀川区
	田淵電機株式会社（東京支社）	東京都千代田区
	田淵電子工業株式会社	栃木県大田原市
海外 拠 点	Diamond Electric Mfg. Corporation	米国
	Diamond Electric Hungary Kft.	ハンガリー
	Diamond Electric Luxembourg S. a r. l.	ルクセンブルク
	金剛石電機(蘇州)有限公司	中華人民共和国
	金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司	中華人民共和国
	DE Diamond Electric India Private Limited	インド
	Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd.	タイ
Diamond Electric Korea Co., Ltd.	韓国	

	会社名（事業所・工場名）	所在地
海外拠点	PT. Diamond Electric Indonesia	インドネシア
	PT. Diamond Electric Mfg Indonesia	インドネシア
	Diamond Electric Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
	タイ国田淵電機	タイ
	上海田淵変圧器有限公司	中華人民共和国
	香港田淵電機有限公司	中華人民共和国
	東莞田淵電機有限公司	中華人民共和国
	ベトナム田淵電機	ベトナム

### （７）使用人の状況（平成31年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,681 (878) 名	2,478名増 (391名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 参考として、ダイヤモンド電機株式会社の第79期の連結会計年度における数値との比較を前期末比として記載しております。  
3. 前連結会計年度末と比べて使用人数が2,478名、臨時雇用者数が391名増加しておりますが、その主な理由は、平成31年1月22日付で田淵電機株式会社を連結子会社化したためであります。

### （８）主要な借入先の状況（平成31年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,888百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,818百万円
株式会社りそな銀行	3,684百万円
株式会社みずほ銀行	3,028百万円
株式会社鳥取銀行	2,534百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成31年3月31日現在)

- |               |      |             |
|---------------|------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 普通株式 | 14,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 普通株式 | 3,659,760株  |
| ③ 株主数         | 普通株式 | 1,183名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |      |             |

株主名	持株数	持株比率
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	552,516株	15.3%
池永重彦	365,450株	10.1%
ダイヤモンド電機取引先持株会	338,200株	9.4%
池永辰朗	251,290株	7.0%
豊栄産業株式会社	155,000株	4.3%
ダイヤモンド電機社員持株会	97,514株	2.7%
第一生命保険株式会社	96,000株	2.7%
株式会社三井住友銀行	80,240株	2.2%
株式会社りそな銀行	80,000株	2.2%
株式会社コロナ	68,000株	1.9%

(注) 持株比率は自己株式 (45,543株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2017年6月23日
新株予約権の数		108個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 43,200株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2019年7月11日から 2024年7月10日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 93個 目的となる株式数 37,200株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る）に限り権利行使をなしうるものとする。  
新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (平成31年 3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO 兼グループCEO 取締役専務執行役員 グループCOO	小野 有理 前田 真澄	ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長CEO 田淵電機株式会社代表取締役社長CEO ダイヤモンド電機株式会社 取締役専務執行役員COO 田淵電機株式会社取締役 新潟ダイヤモンド電子株式会社取締役 内部統制担当、安全担当
取締役常務執行役員 グループCCO	長谷川 純	ダイヤモンド電機株式会社取締役常務執行役員 CCOおよび内部統制担当、安全担当 田淵電機株式会社取締役 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役
取締役(監査等委員) 取締役(監査等委員)	入江 正孝 吉田 彦佳志	田淵電機株式会社取締役(監査等委員・常勤) 大東プレス工業株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本自動車部品工業会副会長 兼関西支部長兼政策委員 一般社団法人大阪金属プレス工業会相談役
取締役(監査等委員)	岡本 岳	岡本・豊永法律事務所共同パートナー 大阪弁護士会民事介入暴力および弁護士業務妨害 対策委員会委員 近畿弁護士連合会民事介入暴力および弁護士業務 妨害対策委員会委員 バイオ・サイト・キャピタル株式会社社外取締役 大盛化工株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	古川 雅和	ダイヤモンド電機株式会社監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)吉田彦佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏は、社外取締役であります。なお、吉田彦佳志氏および岡本岳氏、古川雅和氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はございません。
2. 取締役(監査等委員)古川雅和氏は、銀行において長年金融業務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)吉田彦佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。（平成31年3月31日現在）

なお、当社は委任型執行役員制度を導入しております。

徳原英真	常務執行役員グループCFO (Chief Financial Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CFO 田淵電機株式会社常務執行役員 徳原公認会計士税理士オフィス代表 Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. Director Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. 監査役 上海田淵変圧器有限公司 監事 米国田淵電機取締役 (Secretary CFO) 東莞田淵電機有限公司 監事 韓国トランスメカ株式会社 監事
西川勇介	常務執行役員グループCMO (Chief Marketing Officer) グループCIO (Chief Information Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CMO兼CIO 海外事業推進本部 部長 田淵電機株式会社常務執行役員 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Luxembourg S.a.r.l. Director PT. Diamond Electric Indonesia コミュニケーター Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. 委任代表者 米国田淵電機取締役 (President COO) ベトナム田淵電機取締役 (社員総会会長) 東莞田淵電機有限公司 董事 上海田淵変圧器有限公司 董事
森信太郎	常務執行役員グループCTO (Chief Technology Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CTO 田淵電機株式会社常務執行役員
空本豊	常務執行役員グループCAO (Chief Administrative Officer) ダイヤモンド電機株式会社常務執行役員CAO 田淵電機株式会社常務執行役員 金剛石電機（蘇州）有限公司 董事 Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. Director
山本英治	ベトナム田淵電機 監査役 執行役員グローバル製造統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員COO補佐 DE Diamond Electric India Private Limited 取締役 Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. Director 上海田淵変圧器有限公司 董事 タイ田淵電機 取締役 ベトナム田淵電機 取締役
森下浩二	東莞田淵電機有限公司 董事 執行役員グローバル営業統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員営業本部長 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Luxembourg S.a.r.l. Director PT. Diamond Electric Indonesia 取締役
阿部賢一郎	執行役員グループCQO (Chief Quality Officer) ダイヤモンド電機株式会社執行役員CQO品質保証本部長
植嶋寛一	執行役員グローバル製造統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員工場長 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Hungary Kft. 取締役 PT. Diamond Electric Indonesia Director
遠藤伸	執行役員グローバル調達物流統括 ダイヤモンド電機株式会社執行役員調達本部長

## ② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (-)	56百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3)	20百万円 (9)
合 計 （うち社外取締役）	7名 (3)	76百万円 (9)

## ③ 社外役員に関する事項

### 1) 取締役監査等委員 吉田夢佳志氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成30年10月1日以降)の取締役会7回のうち3回に出席し、議案及び審議に関し、企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。また、当事業年度開催(平成30年10月1日以降)の監査等委員会7回のうち3回に出席し、当社の内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

### 2) 取締役監査等委員 岡本岳氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成30年10月1日以降)の取締役会7回全てに出席し、議案及び審議に関し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度開催(平成30年10月1日就任以降)の監査等委員会7回全てに出席し、当社の内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

### 3) 取締役監査等委員 古川雅和氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成30年10月1日就任以降)の取締役会7回のうち6回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。また、当事業年度開催(平成30年10月1日就任以降)の監査等委員会7回のうち6回に出席し、当社の内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

## ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である田淵電機株式会社、Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)、金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)、DE Diamond Electric India Private Limited (インド)、金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)、Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、PT. Diamond Electric Indonesia (インドネシア)、PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)、Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ) は、当社の会計監査人以外の公認会計士(または監査法人)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。



④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任が相当と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、職務執行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

### (業務の適正を確保するための体制)

- ① 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令および定款に適合しているかを監督する。また、監査等委員会は、取締役および執行役員の職務執行を監督するとともに、内部監査部門を通じてグループ会社の業務内容や財政状態を監査する。
  - 2) 当社および当社子会社の社ならびに経営理念および経営計画書を制定し、適切な職務執行に際して守るべき規範とし、社内および各拠点で周知を図り、グループ横断的に企業倫理規範の実践に取り組む。
  - 3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、コンプライアンス規定を作成し、常に法令遵守を意識した職務執行に努める。また、内部通報規定を作成し、当社および当社子会社の従業員等からの組織的または個人的な法令違反等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めるところにより、不正行為等の早期発見と是正を図る。
  - 4) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関して基本方針を策定し、これに基づく業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価する仕組みの維持改善を行う。
  - 5) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査する。
  - 6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理(電磁的記録を含む)につき、グループ責任権限規定および文書管理規定に従い、適切に処理する。
  - 2) また、グループ秘密情報管理規定に基づき、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、電子情報セキュリティに関する規定を作成し、情報を適切に管理および保管することで、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

- 3) 取締役、監査等委員会および内部監査部門は、いつでも当該情報を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制  
グローバル化の進展に伴い、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、リスクマネジメントを展開する。それに基づき、リスクに関する把握・分析・対応方法について文書化し、定期的な見直しを行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 定例取締役会を毎月開催する。また、中期計画および年度方針について進捗管理するために、子会社および各拠点から月次報告書や週次報告書で状況を報告する。
  - 2) 委任型執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。
  - 3) 取締役会規則の改定により、経営と業務執行を分離するとともに、グループ責任権限規定の見直しにより、職位に応じた権限と責任の明確化を図る。
  - 4) グループ責任権限規定に基づき、当社子会社においても職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行う。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 経営理念および経営計画書に沿って子会社関連の基準類の見直しを行う。
  - 2) 当社事業に関して、年度計画を定め、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催する。また、全拠点に対して業務監査を実施する。
  - 3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。グループ責任権限規定に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、およびその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、社内規定に基づき、監査等委員会付スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事および評価については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取

締役会からの独立性の確保および当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。
  - 2) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。
  - 3) 取締役会の他重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類をいつでも閲覧できるものとする。
  - 4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社および当社子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果についての報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど日常的かつ機動的な連携を図ることで、内部監査部門等と緊密な連携が保持される体制を整備する。

#### (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 定例取締役会および臨時取締役会を開催する。また、定期的に全拠点監査を行う。コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス遵守に向けた取り組みを協議する。外部弁護士および法務部を窓口とする内部通報制度を導入し、通報者の保護を図る。監査部門は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針の運用状況を定期的に評価し、モニタリングする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 社内の情報システム上で、取締役が稟議ならびに申請に関して必要な決裁を行う体制を構築し、その情報を管理している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- リスクの監視項目について、取締役会で定期的に報告されている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
定例取締役会において、中期計画や年度計画の進捗状況を確認する。執行役員会が定期的開催され、グループ責任権限規定に従い、各拠点において業務執行が行われている。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
週次報告書および月次報告書で各拠点から報告が上がってくる体制をとり、取締役会で情報が共有されている。また、指導強化のために海外を含めた各拠点に専任スタッフを配置している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、およびその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会付スタッフが配置されている。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報規定で内部通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを明記し、窓口の連絡先を記載したカードを全社員に配布し、説明会を開催して内部通報システムを周知する。必要に応じて、コンプライアンス研修を行う。

---

(注) 本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,654</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,093</b>
現金及び預金	11,323	支払手形及び買掛金	9,355
受取手形及び売掛金	10,623	電子記録債務	2,535
電子記録債権	381	短期借入金	7,301
商品及び製品	4,022	1年内償還予定の社債	30
仕掛品	731	1年内返済予定の長期借入金	2,823
原材料及び貯蔵品	5,438	リース債務	105
その他	3,137	未払金	2,152
貸倒引当金	△3	未払法人税等	172
<b>固定資産</b>	<b>18,106</b>	賞与引当金	741
<b>有形固定資産</b>	<b>13,435</b>	製品保証引当金	224
建物及び構築物	3,723	その他	1,651
機械装置及び運搬具	5,033	<b>固定負債</b>	<b>17,922</b>
土地	3,285	社債	60
建設仮勘定	700	長期借入金	12,462
その他	691	リース債務	123
<b>無形固定資産</b>	<b>302</b>	長期未払金	129
のれん	61	退職給付に係る負債	845
その他	241	資産除去債務	289
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,368</b>	繰延税金負債	845
投資有価証券	2,193	長期前受収益	3,146
長期貸付金	110	その他	19
繰延税金資産	453	<b>負債合計</b>	<b>45,015</b>
退職給付に係る資産	494	<b>(純資産の部)</b>	
その他	1,117	<b>株主資本</b>	<b>7,405</b>
貸倒引当金	△1	資本金	100
<b>資産合計</b>	<b>53,761</b>	資本剰余金	5,737
		利益剰余金	1,623
		自己株式	△56
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△277</b>
		その他有価証券評価差額金	△22
		為替換算調整勘定	△298
		退職給付に係る調整累計額	44
		<b>新株予約権</b>	<b>64</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,552</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>8,745</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>53,761</b>

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,610
売上原価		46,868
売上総利益		8,742
販売費及び一般管理費		8,147
営業利益		594
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	14	
為替差益	113	
補助金収入	31	
その他	52	247
営業外費用		
支払利息	117	
支払手数料	269	
その他	64	451
経常利益		391
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	1	
その他	403	407
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	7	
減損損失	58	66
税金等調整前当期純利益		732
法人税、住民税及び事業税	427	
法人税等調整額	148	575
当期純利益		156
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		143

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日 残高	2,190	3,688	1,480	△61	7,297
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			143		143
剰余金の配当		△45			△45
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		2		7	9
株式移転による増減	△2,090	2,091		△1	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△2,090	2,049	143	5	108
2019年3月31日 残高	100	5,737	1,623	△56	7,405

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	非 支 配 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2018年4月1日 残高	57	△130	51	△21	27	86	7,390
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益							143
剰余金の配当							△45
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
株式移転による増減							-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△80	△168	△7	△255	37	1,465	1,247
連結会計年度中の変動額合計	△80	△168	△7	△255	37	1,465	1,355
2019年3月31日 残高	△22	△298	44	△277	64	1,552	8,745



# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,094	流動負債	6,370
現金及び預金	13	短期借入金	5,265
前払費用	3	1年内返済予定の長期借入金	150
未収入金	1,160	未払金	931
関係会社短期貸付金	4,750	未払費用	13
その他	166	未払法人税等	10
固定資産	5,805	固定負債	2,812
投資その他の資産	5,805	長期借入金	2,812
関係会社株式	5,798		
出資金	0	負債合計	9,183
繰延税金資産	7	(純資産の部)	
		株主資本	2,651
		資本金	100
		資本剰余金	2,138
		その他資本剰余金	2,138
		利益剰余金	469
		その他利益剰余金	469
		繰越利益剰余金	469
		自己株式	△56
		新株予約権	64
		純資産合計	2,716
資産合計	11,899	負債・純資産合計	11,899

# 損 益 計 算 書

（2018年10月1日から  
2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,109
営 業 費 用		458
営 業 利 益		651
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
為 替 差 益	1	5
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
支 払 手 数 料	180	184
経 常 利 益		473
税 引 前 当 期 純 利 益		473
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10	
法 人 税 等 調 整 額	△7	3
当 期 純 利 益		469

# 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その 資本	の 剰余金	他 資本	剰余金		
2018年10月1日 残高	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額							
株式移転による増加	100	2,138	2,138				2,238
当期純利益				469	469		469
自己株式の取得						△56	△56
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	100	2,138	2,138	469	469	△56	2,651
2019年3月31日 残高	100	2,138	2,138	469	469	△56	2,651

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2018年10月1日 残高	-	-
事業年度中の変動額		
株式移転による増加	46	2,284
当期純利益		469
自己株式の取得		△56
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	18	18
事業年度中の変動額合計	64	2,716
2019年3月31日 残高	64	2,716

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 篤 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 篤 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2018年10月1日から2019年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は平成30年10月1日に単独株式移転によりダイヤモンド電機株式会社の完全親会社として設立されたことから、当社の連結計算書類はダイヤモンド電機株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までのダイヤモンド電機株式会社の事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年 5月27日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社  
監査等委員会

監査等委員	入江	正孝	Ⓔ
監査等委員	吉田	冨佳志	Ⓔ
監査等委員	岡本	岳	Ⓔ
監査等委員	古川	雅和	Ⓔ

(注) 監査等委員 吉田 冨佳志、岡本 岳、及び古川 雅和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元については、長期的視点に立って企業体質の一層の強化及び将来の成長分野への投資のために必要な内部留保を確保し、安定配当の維持と向上を図ることを基本方針としております。

当期におきましては、今後の経営環境の見通し等から、引き続き内部留保の確保が経営の最優先課題と位置づけ取組んでおりますが、将来に向けた一定の利益を確保できる体制が整ったこと、さらに今後の業績及び事業展開等を総合的に検討した結果、株主の皆様への還元を図るべく、当期の期末配当につきましては、1株につき12円50銭の配当をさせて頂きたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	
当社普通株式1株につき	金12円50銭
配当総額	45,177,713円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和元年6月26日

#### (4) その他 配当原資につきましては、利益剰余金を予定しております。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3  
 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。  
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の 株式の数
1	お の めう り 小 野 有 理 (昭和49年11月3日生)	平成17年5月 ユーリズムコンサルティング代表 平成27年4月 NST株式会社代表取締役社長 平成28年6月 ダイヤモンド電機株式会社代表取 締役社長 平成28年10月 同社代表取締役社長CEO 平成29年6月 同社代表取締役社長CEO 兼 グル ープCEO 平成30年10月 同社代表取締役社長CEO（現任） 当社代表取締役社長CEO 兼 グル ープCEO（現任） 平成31年1月 田淵電機株式会社代表取締役社長 CEO（現任）	13,300株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b>            ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長CEO            田淵電機株式会社 代表取締役社長CEO</p> <p><b>【選任理由】</b>            同氏は、経営コンサルタントとしての豊富な経験と実績を有し、当業界にも精通して            おります。今後も経営基盤の強化および持続的な成長を遂げるうえで、その豊富            な経験と実績に基づく強いリーダーシップが欠かせないことから、引き続き取締役            候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 小野有理氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	まえ 前 田 真 澄 すみ (昭和29年7月13日生)	昭和48年3月 ダイヤモンド電機株式会社入社 平成7年2月 同社取締役 平成9年6月 同社取締役 電子機器事業部長 平成11年4月 同社常務取締役 電子機器事業部長 平成19年4月 同社常務取締役執行役員 営業副本部長 (兼) 技術副本部長 平成20年4月 同社常務取締役執行役員 電子機器事業本部長 平成25年4月 同社常務取締役執行役員総務本部長 (兼) 企画/広報/法務/TQM管掌 平成26年6月 同社顧問 平成28年6月 同社専務取締役 平成29年6月 同社取締役専務執行役員C00 (現任) 平成30年10月 当社取締役専務執行役員 グループC00 (現任) 平成31年1月 田淵電機株式会社取締役 (現任)	14,000株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b>            ダイヤモンド電機株式会社 取締役 専務執行役員C00            田淵電機株式会社 取締役            新潟ダイヤモンド電子株式会社 取締役</p> <p><b>【選任理由】</b>            同氏は、長年にわたりダイヤモンド電機株式会社の電子機器事業において、担当取締役として事業の発展に寄与するとともに、全社的なTQM及び品質管理全体のマネジメントに関する高い見識を有することから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 前田真澄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	はせがわ じゅん 長谷川 純 (昭和35年4月6日生)	平成元年4月 日本生命保険相互会社入社 平成5年9月 産興運輸株式会社入社 平成11年6月 ミドリ電化株式会社入社 平成13年3月 ダイヤモンド電機株式会社入社 平成20年4月 同社総務部長 平成26年4月 同社管理本部副本部長(兼)総務 労安部長 平成26年10月 同社監査室長 平成28年6月 同社常務取締役 平成29年6月 同社取締役常務執行役員 国内関 係会社及び内部統制担当 平成30年4月 同社取締役常務執行役員CCO及び 内部統制担当 平成30年6月 同社取締役常務執行役員CCO及び 内部統制担当、安全担当(現任) 平成30年10月 当社取締役常務執行役員 グルー プCCO及び内部統制担当、安全担当 (現任) 平成31年1月 田淵電機株式会社取締役(現任)	1,200株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b>            ダイヤモンド電機株式会社 取締役 常務執行役員CCO及び内部統制担当、安全担当            田淵電機株式会社 取締役            新潟ダイヤモンド電子株式会社 監査役</p> <p><b>【選任理由】</b>            同氏はダイヤモンド電機株式会社入社以来、主に管理本部において総務部長、管理            副本部長等を、また監査室長を歴任し、管理業務全般に高い見識を有することから、            引き続き取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 長谷川純氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 同氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役入江正孝氏、吉田寿佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏は、平成29年6月のダイヤモンド電機株式会社の第78期定時株主総会において同社の監査等委員である取締役に選任されましたが、当社が平成30年10月1日に単独株式移転により設立されたため、株主総会を経ることなく当社の監査等委員である取締役に就任したことから、当社の監査等委員である取締役としての信を問うため、監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	いりえまさたか 入江正孝 (昭和30年10月26日生)	昭和54年4月 和光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 平成11年8月 株式会社和光経済研究所(現株式会社日本投資環境研究所) 出向 平成24年4月 ダイヤモンド電機株式会社入社 平成26年11月 新潟ダイヤモンド電子株式会社出向 平成28年9月 ダイヤモンド電機株式会社社長室長 平成29年6月 同社取締役監査等委員 平成30年10月 同社監査役 当社取締役監査等委員(現任) 平成31年1月 田淵電機株式会社監査役 平成31年3月 同社取締役監査等委員(常勤)(現任)	2,000株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b> 田淵電機株式会社 取締役監査等委員(常勤)</p> <p><b>【選任理由】</b> これまでの証券アナリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただくため、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 入江正孝氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 同氏の当社の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	よしだ たか し 吉田 孝佳志 (昭和18年11月13日生)	昭和41年4月 大東プレス工業株式会社入社 昭和41年12月 同社専務取締役 昭和49年7月 同社代表取締役社長 平成26年5月 同社代表取締役会長(現任) 平成28年6月 ダイヤモンド電機株式会社取締役 平成29年6月 同社取締役監査等委員 平成30年10月 当社取締役監査等委員(現任)	0株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b>            大東プレス工業株式会社 代表取締役会長            一般社団法人日本自動車部品工業会 副会長(兼) 関西支部長(兼) 政策委員            一般社団法人大阪金属プレス工業会 相談役</p> <p><b>【選任理由】</b>            これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 吉田孝佳志氏は、社外取締役の候補者であります。なお、同氏の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はございません。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
	おかもとがく 岡本 岳 (昭和43年4月2日生)	平成8年4月 弁護士名簿登録 大阪市内の法律事務所勤務 平成16年3月 岡本岳法律事務所所長 平成22年4月 岡本・豊永法律事務所 共同パートナー (現任) 平成28年6月 ダイヤモンド電機株式会社取締役 平成29年6月 同社取締役監査等委員 平成30年10月 同社取締役監査等委員 (現任)	0株
3	<p><b>【重要な兼職の状況】</b>            岡本・豊永法律事務所 共同パートナー            大阪弁護士会民事介入暴力および弁護士業務妨害対策委員会 委員            近畿弁護士連合会民事介入暴力および弁護士業務妨害対策委員会 委員            バイオ・サイト・キャピタル株式会社 社外取締役            大盛化工株式会社 社外監査役</p> <p><b>【選任理由】</b>            これまでの弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 岡本岳氏は、社外取締役の候補者であります。なお、同氏の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はございません。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定です。



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	ふる かわ まさ かの 古 川 雅 和 (昭和29年9月25日生)	平成8年6月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）灘支店長 平成10年11月 同行寝屋川支店長 平成11年4月 同行寝屋川支店長兼香里支店長 平成13年4月 同行法人審査第3部上席審査役 平成13年7月 同行洲本支店長兼法人営業部長 平成15年7月 銀泉株式会社出向、損害保険神戸営業第2部長 平成24年4月 同社常務執行役員神戸支店長兼神戸法人営業第1部長 平成26年6月 同社常勤監査役 平成29年6月 ダイヤモンド電機株式会社取締役監査等委員 平成30年10月 当社取締役監査等委員（現任） 平成31年2月 ダイヤモンド電機株式会社監査役（現任）	0株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b>            ダイヤモンド電機株式会社 監査役</p> <p><b>【選任理由】</b>            これまでの銀行における金融業務の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 古川雅和氏は、社外取締役の候補者であります。なお、同氏の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はございません。
2. 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8カ月であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成30年6月のダイヤモンド電機株式会社の定時株主総会で承認された単独株式移転に関する株式移転計画書において、基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬の上限を年額5億円以内と定めておりますが、本報酬等の額の定め効力が本総会終結の時をもって消滅するため、改めて報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、会社業績、同業他社比較、従業員給与水準、取締役の管掌業務等総合的に勘案し、基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬の上限を年額5億円以内とし、具体的な配分につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、その員数に変更はありません。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

現在の監査等委員である取締役の報酬等の額は、平成30年6月のダイヤモンド電機株式会社の定時株主総会で承認された単独株式移転に関する株式移転計画書において、基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬の上限を年額7千万円以内と定めておりますが、本報酬等の額の定め効力が本総会終結の時をもって消滅するため、改めて報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、会社業績、同業他社比較、従業員給与水準、取締役の管掌業務等総合的に勘案し、基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬の上限を年額7千万円以内とし、具体的な配分につきましては、監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、その員数に変更はありません。

## 第6号議案 当社と田淵電機株式会社との株式交換契約承認の件

当社と田淵電機株式会社（以下「田淵電機」といいます）は、令和元年10月1日（予定）を効力発生日として、当社を完全親会社、田淵電機を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行うことについて合意し、令和元年5月27日に開催されたそれぞれの取締役会の決議に基づき、同日をもって本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）を締結いたしました。

つきましては、本議案において本株式交換契約のご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である令和元年10月1日（予定）をもって、当社は田淵電機の発行済株式の全部を取得する予定であり、また、それに先立ち、田淵電機の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て令和元年9月27日に上場廃止（最終売買日は令和元年9月26日）となる予定です。一方、当社は、東京証券取引所の上場基準を満たした場合に、2019年10月1日付で一部指定を予定しております。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次の通りです。

### 1. 本株式交換を行う理由

当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下「当社グループ」といいます）は、経営指導を通じ統括管理を行う当社のもと、自動車機器と電子制御機器に関する事業活動を行っています。昨今の当社グループを取り囲むマーケティング環境は、自動車機器業界におけるEV化の動きやハイブリッド車等の電動化に向けた技術革新が目覚ましいことに加え、電子制御機器事業に関しては、持続可能な社会の実現に向けて、エネルギー変換効率向上といった高付加価値ニーズが高まっています。当社グループは、このような環境で継続的な維持・発展を遂げるべく、中期経営計画として「DSA2021」を掲げ、特に電子制御機器事業を経営基盤として強固なものにすることを経営課題の一つとしてとらえております。

一方、田淵電機は、1915年の創業以来、電子機器用変成器、電子機器用電源機器・部品製造に関する事業活動を行う海外にも多数の拠点を有するグローバル企業です。近年では太陽光発電用パワーコンディショナにおいて高効率な製品の開発に成功する等、技術開発分野に注力しており、太陽光発電に係る需要急増を好機に2014年までは急速に事業拡大を行いました。再生可能エネルギーの規制強化等による国内市場の縮小に加え、海外市場におけるパワーコンディショナ拡販

や、M&Aによる事業規模拡大を企図したものの、ともに当初見込みから大きく乖離し、立ち上がり不足による赤字が続いたこと等により経営環境が悪化した結果、2018年6月25日の田淵電機の「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」の通り、事業再生が重要な経営課題となっております。このような状況において、当社グループと田淵電機は協業の可能性について継続的に検討してまいりました。

検討の結果、当社グループと田淵電機は、エレクトロマグネティクス技術やパワーエレクトロニクス技術といった技術基盤に共通性を有すること、また、コイル製品やパワーコンディショナなどの製品群が共通領域にあること、さらに、当社グループが長年培ってきた自動車機器事業において、田淵電機と協業できる可能性があること等から、両社の関係強化が相互の企業価値の向上に繋がるとの判断の下、2018年11月19日の「当社連結子会社による田淵電機株式会社の第三者割当増資引受（孫会社の異動）に関するお知らせ」の通り、当社の完全子会社であるダイヤモンド電機株式会社（以下「ダイヤモンド電機」といいます）が田淵電機の議決権の66.90%に当たる株式を第三者割当増資により引き受けました。

上記第三者割当増資後、ダイヤモンド電機と田淵電機は、当社の傘下にある同一グループ企業の一員として、特にパワーコンディショナ製品についての技術提携と営業戦略上の連携をとる一方、役員および管理部門の人的交流を通じてシナジー実現に向けた方策を精力的に行い、田淵電機の財務体質の改善のための効率的な事業運営に努めてきました。

当社と田淵電機は、このような効率的な事業運営を通じて、両社それぞれの強みを持ちより、経営資源を有効に活用することが、特にパワーコンディショナを中心とする電子制御機器事業において、技術基盤の維持・発展や戦略的な営業活動といったシナジーにつながる実感を得ました。そのため、田淵電機の親会社であったダイヤモンド電機は、前述の第三者割当増資引受けの際、田淵電機の上場を継続維持することを表明していましたが、当社の完全子会社となることにより経営資源の結集をさらに強化することが、両社が保有するコア技術の蓄積・共有や販売チャネルの相互活用など経営資源を迅速に効率よく運用でき、その結果として当社ならびに田淵電機を含むグループ会社各社の企業価値向上に繋がるとの判断を行い、ダイヤモンド電機が有する田淵電機株式の総数を当社に移動する本株式取得を行うとともに、本株式交換を実施することで田淵電機を完全子会社とすることにいたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

当社が田淵電機との間で締結した本株式交換契約の内容は、後記の別紙に掲げる「株式交換契約書（写）」に記載の通りです。

## 3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

### (1) 交換対価の相当性に関する事項

#### ① 本株式交換に係る割当ての内容等

	当社 (株式交換完全親会社)	田淵電機 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式交換比率	1	0.1
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：4,050,264株（予定）	

#### (注1) 株式の割当比率

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます）における田淵電機の株主（当社が令和元年5月27日現在、保有する田淵電機の普通株式63,829,787株については、本株式交換による株式の割当ては行わないため、当社を除きます）に対して、その保有する田淵電機の普通株式1株について、当社の普通株式0.1株を割当交付します。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

#### (注2) 本株式交換により交付する当社株式数

本株式交換により割当交付する当社の株式数は合計で4,050,264株となる予定で、当社は本株式交換に際し、当社が保有する自己株式（令和元年5月27日時点45,543株）を充当するとともに、不足分について新たに株式の発行を行う予定です。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主の新たな発生が見込まれますが、金融商品取引市場において当該単元未満株式を売却するこ

とはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主は、本効力発生日以降、(i) 会社法第192条第1項の規定および当社の株式取扱規則の規定に基づく単元未満株式の買取制度(保有する単元未満株式を当社に買取請求する制度)ならびに(ii) 会社法第194条第1項および当社の株式取扱規則の規定に基づく単元未満株式の買増制度(保有する単元未満株式の数とあわせて1単元株式数(100株)となる数の株式を当社から買い増す制度)をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により、田淵電機の株主の皆様へ交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠および理由

上記3. (1)①「本株式交換に係る割当ての内容等」に記載した本株式交換比率の決定にあたっては、下記(iii)(7)「独立した第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得」に記載の通り、当社は深井コンサルティング株式会社(以下「深井コンサルティング」といいます)、田淵電機は株式会社ベルダコンサルティング(以下「ベルダコンサルティング」といいます)をそれぞれ株式交換比率算定の第三者算定機関として選定いたしました。

下記(iii)(i)「独立した法律事務所からの助言」に記載の通り、当社は、当社および田淵電機と利害関係を有しない法務アドバイザーの弁護士法人 京阪藤和法律事務所(以下「京阪藤和法律事務所」といいます)を、田淵電機は、同じく当社および田淵電機と利害関係を有しない法務アドバイザーの至心法律事務所を、それぞれ選定し、法的助言を受けています。なお、両法務アドバイザーは、当社ならびに田淵電機のそれぞれの代理人も兼ねています。

当社は、(iii) (ア) 「独立した第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得」および(イ) 「独立した法律事務所からの助言」に記載の通り、第三者算定機関である深井コンサルティングから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである京阪藤和法律事務所からの法定助言、田淵電機に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を勘案し、当社および田淵電機との間で利害関係を有しない外部の有識者で構成される第三者委員会（詳細については、下記(iv) ②「田淵電機における、利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得」に記載の通りです）から受領した意見書も参考にして、上記の当社ならびに田淵電機のそれぞれの代理人を通じて、慎重に協議を重ね検討いたしました。

その結果、本株式交換比率は、下記(ii) (イ) 「算定の概要」に記載の通り、深井コンサルティングから受領した株式交換比率の算定結果の範囲内であり、当社の株主の皆様利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、令和元年5月27日に開催されたそれぞれの取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、当社および田淵電機の間で本株式交換契約を締結いたしました。

## (ii) 算定に関する事項

### (ア) 算定機関の名称および当社ならびに田淵電機との関係

当社の第三者算定機関である深井コンサルティング、田淵電機の第三者算定機関であるベルダコンサルティングは、いずれも当社ならびに田淵電機からは独立した算定機関であり、当社ならびに田淵電機の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はありません。

### (イ) 算定の概要

上記(i) 「割当ての内容の根拠および理由」に記載の通り、当社および田淵電機は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は深井コンサルティングを、田淵電機はベルダコンサルティングを第三者算定機関としてそれぞれ選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下内容を含む「株式交換比



率算定書」を取得いたしました。

当社の第三者算定機関である深井コンサルティングならびに田淵電機の第三者算定機関であるベルダコンサルティングは、株式交換比率の算定のための採用方式として、それぞれ市場株価法およびディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF」法といいます）を採用しました。

市場株価法の採用理由は、市場株価法が市場株価の分析により株式価値を評価する手法であり、当社ならびに田淵電機ともに東京証券取引所市場に上場していることから同手法を採用いたしました。また、DCF法の採用理由は、DCF法が将来の収益力に基づき企業価値を算定する理論的な手法と考えられていることから、当社ならびに田淵電機の将来の事業価値評価を通じて適正な企業価値を算定評価するために採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による田淵電機の算定結果は以下の通りです。

（田淵電機の株式交換比率の算定結果）

採用手法	深井コンサルティング	ベルダコンサルティング
市場株価法	0.109～0.116	0.109～0.116
DCF法	0.031～0.117	0.059～0.140

深井コンサルティングは、市場株価法では、当社について、令和元年5月24日を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日から遡る1週間、1カ月、3カ月、6カ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。また、田淵電機についても同様に、令和元年5月24日を基準日として、田淵電機株式の東京証券取引所市場第一部における基準日から遡る1週間、1カ月、3カ月、6カ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。

その結果、株式交換比率は、0.109から0.116として算定しております。

一方、DCF法では、当社については、令和2年（2020年）3月期から令和6年（2024年）3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した当社連結の財務予測に基づき、当社グループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。また、田淵電機についても、同様に令和2年（2020年）3月期から令和6年（2024年）3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した田淵電機連結の財務予測に基づき、田淵電機グループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

その結果を基に株式交換比率を0.031から0.117として算定しております。

深井コンサルティングは、本株式交換比率の算定に際して、当社ならびに田淵電機から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っていません。また、当社ならびに田淵電機とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼を行っていません。

深井コンサルティングの株式交換比率の算定は、令和元年5月24日までの情報および経済条件を反映したものであり、当社ならびに田淵電機の財務予測については、各社により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としています。

深井コンサルティングが上記DCF法の算定の基礎とした当社の将来の財務の見通しにおいて、大幅な増減益を見込んで

いる事業年度が含まれております。具体的には、蓄電ハイブリッドシステムの拡販や点火コイルのシェア拡大等により、計画初年度（令和元年度）営業利益額は200百万円（前事業年度比66.4%減）、令和2年度営業利益額は1,000百万円（前事業年度比400.0%増）、令和3年度営業利益額は1,100百万円（前事業年度比10.0%増）、令和4年度営業利益額は2,300百万円（前事業年度比109.1%増）、令和5年度営業利益額は4,430百万円（前事業年度比92.6%増）にまで伸長すると見込んでおります。

同じく、深井コンサルティングが上記DCF法の算定の基礎とした田淵電機の将来の財務の見通しにおいて、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、蓄電ハイブリッドシステムの拡販等により、計画初年度（2019年度）営業利益額は180百万円（前事業年度比1,634百万円損失）、2020年度営業利益額は560百万円（前事業年度比211.1%増）、2021年度営業利益額は746百万円（前事業年度比33.2%増）、2022年度営業利益額は988百万円（前事業年度比32.4%増）、2023年度営業利益額は1,303百万円（前事業年度比31.9%増）にまで伸長すると見込んでおります。

なお、今回のDCF法の算定の基礎とした当社ならびに田淵電機の財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

一方、ベルダコンサルティングは、市場株価法では、当社について、令和元年5月24日を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日から遡る1週間、1カ月、3カ月、6カ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。また、田淵電機についても同様に、令和元年5月24日を基準日として、田淵電機株式の東京証券取引所市場第一部における基準日から遡る1週間、1カ月、3カ月、6カ月の各期間の終値の単純平均値を用いて評価を行いました。

その結果、株式交換比率は、0.109から0.116として算定しております。

一方、DCF法では、当社については、令和2年（2020年）3月期から令和6年（2024年）3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した当社連結の財務予測に基づき、当社グループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。また、田淵電機についても、同様に令和2年（2020年）3月期から令和6年（2024年）3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した田淵電機連結の財務予測に基づき、田淵電機グループが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。

その結果を基に株式交換比率を0.059から0.140として算定しております。

ベルダコンサルティングは、本株式交換比率の算定に際して、当社ならびに田淵電機から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、当社ならびに田淵電機とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼を行っておりません。

ベルダコンサルティングの株式交換比率の算定は、令和元年5月24日までの情報および経済条件を反映したものであり、当社ならびに田淵電機の財務予測については、各社により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としています。

ベルダコンサルティングが上記DCF法の算定の基礎とした当社の将来の財務の見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的な内容につきましては、上記の深井コンサルティングにおける記述箇所の

内容を参照ください。

同じく、ベルダコンサルティングが上記DCF法の算定の基礎とした田淵電機の将来の財務の見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的な内容につきましては、上記の深井コンサルティングにおける記述箇所の内容を参照ください。

なお、今回のDCF法の算定の基礎とした当社ならびに田淵電機の財務予測は、本株式交換の実施を前提としたものではありません。

(iii) 公正性を担保するための措置

(ア) 独立した第三者算定機関からの「株式交換比率算定書」の取得

当社および田淵電機は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は深井コンサルティングを、田淵電機はベルダコンサルティングを第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得しました。株式交換比率算定書の概要につきましては、上記(ii)(イ)「算定の概要」を参照ください。なお、当社および田淵電機は、第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして京阪藤和法律事務所を、田淵電機は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして至心法律事務所をそれぞれ選任し、各法務アドバイザーから、当社あるいは田淵電機としての意思決定方法および過程ならびに本株式交換に関する諸手続等に関する法的助言を受けております。なお、京阪藤和法律事務所ならびに至心法律事務所は当社および田淵電機から各々独立しており、当社および田淵電機との間で記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(iv) 利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、田淵電機は、令和元年5月27日付で、当社とダイヤモンド電機との間で締結された株式譲渡契約に基づ

き、同日付で、当社が田淵電機株式の議決権638,297個（議決権保有割合66.90%）を保有する当社の子会社に該当するため、上記（iii）「公正性を担保するための措置」を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

- ①利害関係を有する疑いのある取締役（監査等委員を含む）を除く監査等委員全員の異議がない旨の意見

2019年5月27日開催の当社における監査等委員会では、第三者算定機関の報告書や法務アドバイザーからの助言、同じく、田淵電機における監査等委員会では、第三者算定機関の報告書や法務アドバイザーからの助言に加えて、第三者委員会の意見書を参考に本株式交換に関する審議を行い、本株式交換契約に関して異議がない旨の確認を各監査等委員会で行っております。

- ②田淵電機における、利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得

田淵電機は、本株式交換が田淵電機の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、平成31年4月2日に、当社、田淵電機との間で利害関係を有しない外部の有識者である山口利昭弁護士（山口利昭法律事務所）、砂川伸幸大学教授（京都大学経営管理大学院）、伊藤美通彦公認会計士（株式会社FAS会計事務所）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（a）本株式交換の目的の妥当性、（b）本株式交換における株式交換比率の妥当性、（c）本株式交換の手の適正性、（d）これらを踏まえ、本株式交換に係る意思決定が田淵電機の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成31年4月2日以降、令和元年5月25日までに会合を合計8回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて臨時協議を行う等、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、係る検討にあたり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、ならびに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯および

決定過程についての説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、上記説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る意思決定は、田淵電機の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見書を、令和元年5月26日付で田淵電機の取締役会に提出いたしました。

③利害関係を有しない取締役による取締役会での本株式交換契約の承認決議

本株式交換契約の承認につきましては、利害関係を有しない取締役監査等委員が当社ならびに田淵電機の各取締役会において慎重に審議を行い、2019年5月27日付で決議いたしました。なお、両会社における各取締役会のすべての取締役（但し、代表取締役 小野有理を除く）による決議についても同日付で行っております。

(2) 当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金および準備金の額は、以下の通りです。

（資本金の額）	0円
（資本準備金の額）	会社計算規則第39条の規定に従って別途当社が定める額
（利益準備金の額）	0円

上記の資本金および準備金の額は、法令および当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しています。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

(4) 田淵電機の最終事業年度に係る計算書類等

田淵電機の最終事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令および当社定款第17条の定めに基づき、当社ウェブサイト（<https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には掲載しておりません。

- (5) 田淵電機の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

- (6) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

当社の連結子会社であるダイヤモンド電機が第三者割当増資により引き受けた田淵電機の株式63,829,787株について、ダイヤモンド電機から当社に同株式を譲渡する株式譲渡契約を令和元年5月27日付で締結し、同日付で田淵電機はダイヤモンド電機の子会社（当社の孫会社）から当社の子会社となりました。

② 田淵電機

田淵電機につきましては、上記田淵電機の親会社の変更以外に該当する事項はありません。



## 株式交換契約書（写）

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と、田淵電機株式会社（以下「乙」という。）とは、株式交換を行うため、次のとおり契約を締結する。

### （株式交換）

第1条 甲及び乙は、株式交換により、乙（商号：田淵電機株式会社、住所：大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル）の発行済株式の全部を甲（商号：ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社、住所：大阪市淀川区塚本一丁目15番27号）に取得させる。

### （株式交換に際して交付する株式）

第2条 甲は、株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、第5条に定める効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）が保有する乙の株式数の合計数に0.1を乗じて得た数（ただし、1に満たない数を切り捨てる。）の甲の普通株式を交付する。

### （甲の資本金及び準備金の額）

第3条 本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

### （株式の割当て）

第4条 甲は、株式交換に際して、第5条に定める効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（甲を除く。）に対して、その株式に代わる株式として、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.1株の割合をもって割当交付する。

### （効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和元年10月1日とする。ただし、本株式交換の手續の進行状況に応じて必要が

あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### (株式交換承認総会)

第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約書の承認及び株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。ただし、株式交換の手の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

#### (善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

#### (株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### (本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### (協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5 月 27 日

甲

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号  
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社  
代表取締役社長CEO兼グループCEO 小野 有理 ㊞

乙

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル  
田淵電機株式会社  
代表取締役社長CEO 小野 有理 ㊞

以 上

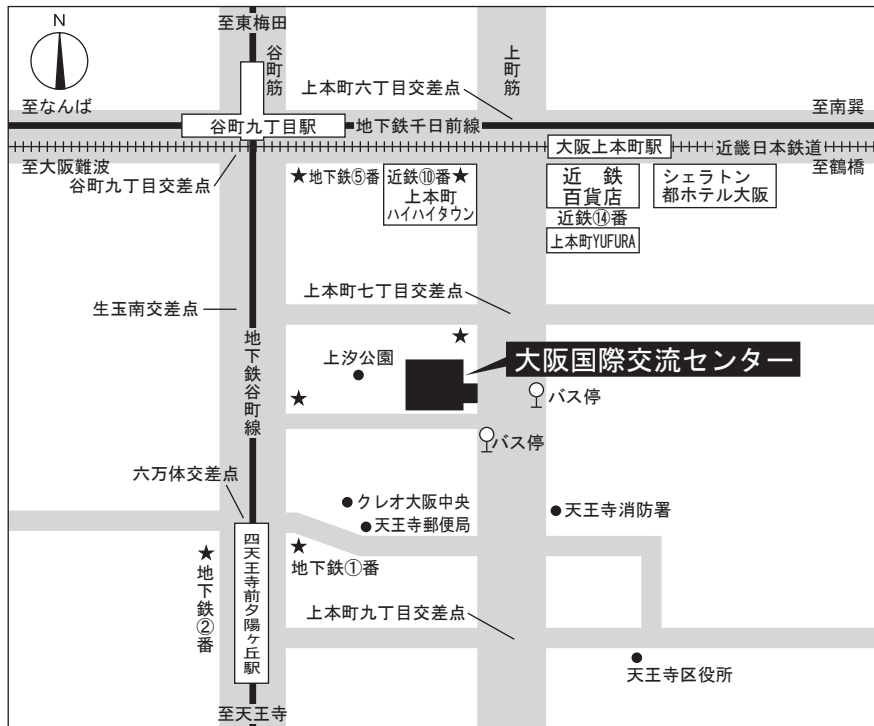
## 株主総会会場ご案内図

大阪国際交流センター

2階 大会議室さくら

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町八丁目2番6号

T E L : 06-6773-8182



★=大阪国際交流センター案内板設置場所

○地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅、地下鉄⑤番・近鉄⑩番出口 徒歩約10分

○地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅、①番・②番出口 徒歩約8分

○近鉄「大阪上本町」駅、⑭番出口 徒歩約8分

◎株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性を勘案し、お土産の配布は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。